



既存施設を改修して活用するものとするが、提案により、撤去・新設することも可能

既存利用可能だが、提案により撤去・新設も可能

別途工事にて撤去・新設
(新設場所は調整可能)

凡例

- 解体工事及び整備範囲
- 維持管理・運営業務範囲 (=総合運動場範囲)